

協議第 27 号

政令指定都市移行に関する事項について（その 2）

政令指定都市移行に関する事項について承認を求める。

平成 21 年 4 月 20 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

政令指定都市移行に関する事項について

- 1 区役所の機能については、直接市民を対象とした「総合窓口サービス（諸届の受付や証明書の交付事務等の基礎的な窓口サービスに保健福祉関係の業務や生活保護等の福祉事務所の業務を加えたサービス）業務」、「土木関係の相談窓口等の業務」や区役所が市民によるコミュニティ活動の拠点として、市民と行政との協働を推進していくための「区のまちづくり推進に関する業務」を行う部署を置くこととし、位置は、本協議会として、植木町役場庁舎とする。
行政区の区割りについては、『行政区画等審議会』設置後に審議することとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(27 政令指定都市移行に関する事項)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
都市計画関係の取扱い					
1	都市計画区域及び区域区分	都市建設部会	第5回		
2	市街化調整区域における開発等	都市建設部会	第5回		
区役所関係の取扱い					
1	区役所の取扱い	企画財政部会	第6回		

政令指定都市移行時の区役所の設置について

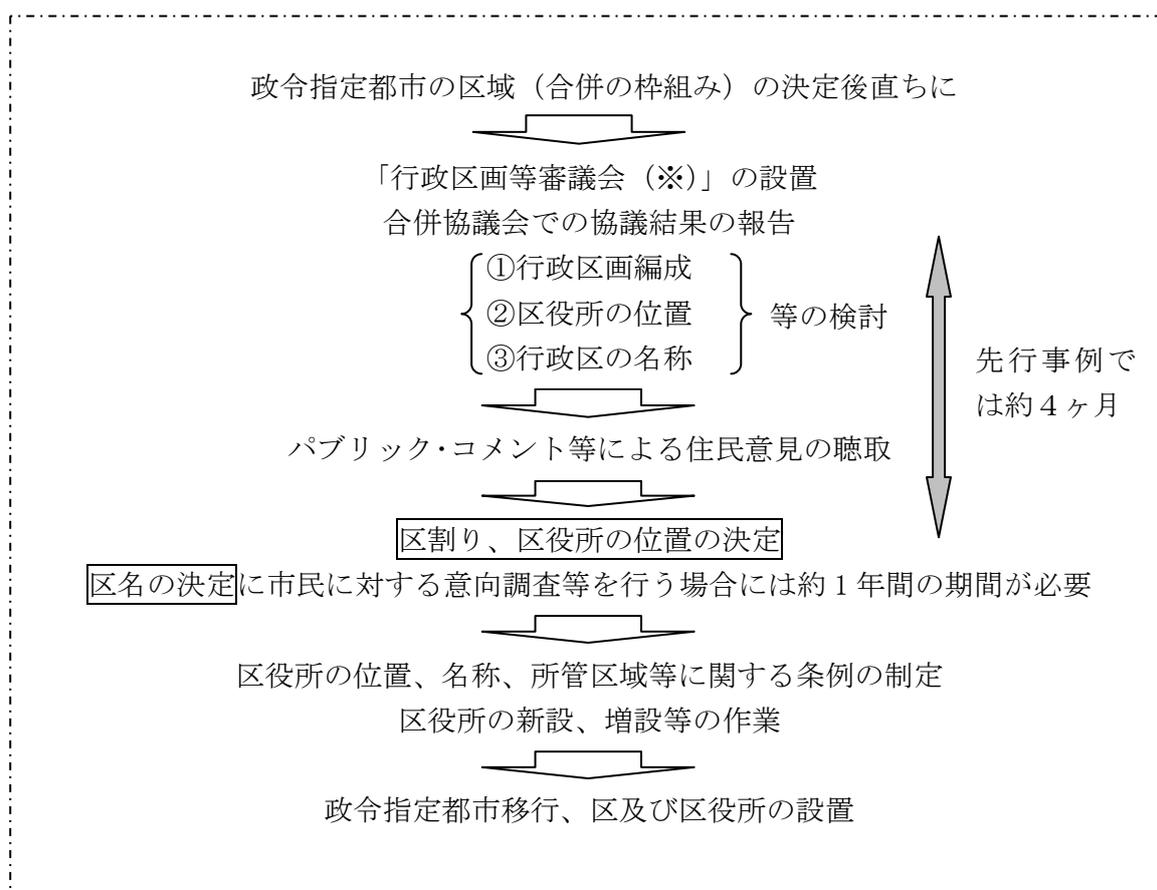
1 区制の概要

政令指定都市は、地方自治法第 252 条の 20 に基づき、市長に属する事務を分掌させるため、市内をいくつかの区に分け、区役所を設置するもの（必置）とされている。

その主な目的は、都市規模やその機能・行政組織が大きくなると、市民と行政との距離が遠くなりがちなことから、市域を適切に区画することにより、日常生活に密着した行政サービスを提供するとともに、市行政と住民との距離をより短くし、区域の実情に応じたきめ細やかな施策を行うなど、区ごとの個性を活かしたまちづくりを進めることにある。

2 区役所の位置の決定までの流れ

区役所の設置に至るまでの手続きは以下のとおり。



※「行政区画等審議会」とは、上記①～③等を具体的に審議するため、学識経験者や市民代表、行政関係者等で構成する市長の諮問機関（附属機関）

3 区役所位置を検討するにあたっての留意点について

一般的には、次のような点に留意して区役所位置の検討を行うこととしている。

①既存施設の活用

総合出先機関となる区役所には、その施設に一定程度の規模が求められるとする一方、政令指定都市移行までの限られた期間内に区役所の体制を整備するため、行財政状況も考え合わせ、市有施設など既存施設の有効活用を最大限考慮する必要がある。

②用地確保の可能性

大都市行政における市民との協働や行政サービスの拠点となることから、区役所の用地はゆとりある広さが望ましく、また、公共交通体系等を踏まえ、駐車場の用地確保にも留意する必要がある。また、政令指定都市移行までの限られた期間内に適当な規模の用地が確保できる可能性があることが必要である。

③交通の利便性

区役所までの時間距離ができる限り短くなるよう、道路や鉄道、バスなど交通条件の良い位置が望ましい。

④区内位置

住民の利便性を考えた場合には、区内の中心に近い位置が望ましい。

⑤市民の日常生活における利便性

住民の日常生活の利便性を高めるため、他の公共施設、国・県等の公共機関、商業・サービス機能が一定の水準で集積されている拠点性の高い場所が望ましい。

4 植木町役場庁舎について

(1) 植木町役場庁舎の概要

敷地面積	延床面積	構造	建築時期
25,253.00 m ²	5,988.00 m ²	RC3 階建	平成3年

(2) 移行に際しての区役所新設の事例

都市名	敷地面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	構造	建築費	備考
さいたま市	6,774.85	4,820.05	鉄骨	約17～20億円	西区
	6,005.90	4,516.14	鉄骨		南区
	3,875.45	4,729.65	鉄骨		緑区
静岡市	4,761.31	5,543.13	鉄骨	約19億円	駿河区
浜松市	6,437.32	3,693.59	鉄筋コンクリート	約10億円	南区
	5,370.36	3,769.36	鉄筋コンクリート	約10億円	東区
	7,196.15	4,097.79	鉄筋コンクリート	約10億円	西区

※平成13年の市町村合併支援プラン後に政令指定都市に移行し、区役所を新設した市。

(その他の市(堺市、新潟市、岡山市)は既存施設を区役所として活用)

※さいたま市では、当初、北区、見沼区、桜区の区役所をプレハブで仮設しており、その後、複合施設として新設を行っている。

(3) 区役所としての植木町役場庁舎の検討

「3. 区役所位置を検討するにあたっての留意点について」での留意点に従い、植木町役場庁舎を区役所の候補として以下のように検討を行う。

① 既存施設の活用

新設区役所の場合、建設費用だけで10億円以上かかることから、既存施設を活用している例が多く見られる。植木町役場庁舎は、そのまま区役所に転用することが可能であり、市役所本庁舎に次ぐ候補施設である。

② 用地確保の可能性

敷地面積が広く駐車場も十分に確保することができる(来客用駐車240台)。また、庁舎周辺には、芝生広場、生涯学習センターもあり、市民との協働や行政サービスの拠点としての機能も備える。

③交通の利便性

公共交通機関の利便性を考えた場合には、熊本市の中心部から放射線状にネットワーク形成されているため、熊本市役所庁舎以外の施設に区内全域から公共交通機関を利用して行くことは困難である。しかし、植木町は古くから交通の要衝の地として発展してきており、自家用車を利用した場合の利便性は高い。加えて熊本北バイパス、植木バイパスも整備が進められており、将来はさらに利便性が高まる。

④区内位置

行政区画編成をどのようにするかを検討を行っていないため、区内位置についての評価ができない。

⑤市民の日常生活における利便性

区役所の位置の決定にあたっては、利用する住民が買い物のついでに利用したり、病院の行き帰りに立ち寄ったりすることができるような拠点性の高い場所にすることが望ましい。その点、植木町役場庁舎周辺には公共施設、総合病院、金融機関、商業施設が集積しており、住民生活における拠点性が確保されている。

(4) 検討結果

前述のように、植木町役場庁舎は、既存施設の活用、用地確保の可能性、市民の日常生活における利便性などの区役所設置要件を満たしている。

区役所の機能については、直接市民を対象とした「総合窓口サービス（諸届の受付や証明書の交付事務等の基礎的な窓口サービスに保健福祉関係の業務や生活保護等の福祉事務所の業務を加えたサービス）業務」、「土木関係の相談窓口等の業務」や区役所が市民によるコミュニティ活動の拠点として、市民と行政との協働を推進していくための「区のまちづくり推進に関する業務」を行う部署を置くこととし、位置は、本協議会として、植木町役場庁舎とする。

行政区の区割りについては、『行政区画等審議会』設置後に審議することとする。